



茅ヶ崎市記者発表資料
2026年3月19日
保健所地域保健課 課長 臼井 高之
電話 0467(38)3314

三師会と災害協定を締結

災害時でも医療を止めません

市は、地域の医療を支えている一般社団法人茅ヶ崎医師会、一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会および一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会(以下「三師会」といいます。)と、災害時における医療救護体制の強化を目的とする「災害時における応急医療及び救護の協力に関する協定書」および「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」を3月26日(木)に締結します。

市と三師会の協力体制をより明確にすることで、災害時における医療救護体制の強化を図り、市民の生命と健康を守ります。

1 締結式の概要

- (1) 日 時 3月26日(木)13時30分から14時00分まで
- (2) 場 所 市役所本庁舎5階 市長応接室(茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目一番一号)
- (3) 出席者 一般社団法人 茅ヶ崎医師会
会 長 高山 慶一郎 (たかやま けいいちろう)氏
一般社団法人 茅ヶ崎歯科医師会
会 長 下里 隆史 (しもざと たかし)氏
一般社団法人 茅ヶ崎寒川薬剤師会
会 長 大久保 敦子 (おおくぼ あつこ)氏
茅ヶ崎市
市 長 佐藤 光 (さとう ひかる)
副市長 岸 宏司 (きし こうじ)



(図1)災害時イエローフラッグのイメージ

2 協定締結に係る経緯

近年、全国各地で地震や風水害などの大規模災害が頻発しています。大規模災害発生時に、市民の生命と健康を守るためには、地域の医療関係団体との緊密な連携により迅速に医療救護活動を開始することが重要となります。そのため、市と三師会との協力体制をより明確にすることで、災害時における医療救護体制を強化することを目的として、今回の協定締結に至りました。

3 協定の主な内容

- (1)市内で震度6弱以上の地震を観測した場合は、市からの協力要請を待たず、三師会の会員が各自の判断で活動を開始し、自院や自局で診療・調剤の継続や医療救護所等での医療活動に従事することとし、初動体制を強化します。
- (2)災害時に自らの診療所や薬局で診療・調剤を継続できる場合は、「災害時イエローフラッグ(図1)」を掲げ、診療・調剤が可能であることを市民に周知します。

- (3)医療救護所等への医師、歯科医師、薬剤師等の派遣、医療機関の被災状況に関する情報共有等を行います。
- (4)災害時に必要となる医薬品、医療機器、衛生材料等について、市の要請に基づき薬剤師会および会員薬局から供給を受けられる体制とし、医薬品等の確保を図ります。
- (5)三師会の会員が医療救護活動に従事した際の費用負担や補償等を定め、円滑な医療救護活動の実施を後押しします。

4 その他

当日の取材を希望される場合は、3月25日(水)12時までに地域保健課

☎0467(38)3314 へご連絡ください。